

令和元年度  
第3回埼玉県入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会  
次 第

日 時 令和2年2月19日(水)  
午後2時から  
場 所 三芳町中央公民館  
1階 多目的ホール

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

- (1) 道路運送法第79条の2(新規登録申請)に係る協議案件
- (2) 道路運送法第79条の6(更新登録申請)に係る協議案件
- (3) 道路運送法第79条の7(変更登録申請)に係る協議案件
- (4) 登録事項変更に係る報告案件について
- (5) 実績報告案件について
- (6) その他

4 閉 会

○事務局 皆様、大変長らくお待たせいたしました。定刻となりました。

開会を富士見市障がい福祉課、益子課長にお願いいたします。

○益子副会長 皆様、こんにちは。富士見市障がい福祉課長の益子でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまから令和元年度第3回埼玉県入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会を開会させていただきます。

本日も慎重なるご審議をお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、三室会長からご挨拶をお願いいたします。

○三室会長 皆さん、こんにちは。三芳町福祉課長の三室でございます。

本日は、お忙しい中、令和元年度第3回埼玉県入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会にご参加いただきましてありがとうございます。

昨年12月に行われた民生委員・児童委員の一斉改選により、川越市、山下様、所沢市、安田様、朝霞市、土佐様、和光市、富澤様、新座市、大戸様が、埼玉県入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会における住民代表設置要綱第3号委員となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、新規登録申請に係る協議案件1件、更新登録申請に係る協議案件が8件、変更登録申請に係る協議案件1件、計10件の協議議案がございます。今日が、本年度最後の会議になります。スムーズな進行に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○事務局 ありがとうございました。

申し遅れましたが、私は事務局を担当いたします、ふじみ野市障がい福祉課の山本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日使用いたします資料について確認のほうをさせていただきます。本日は、事前に送付させていただきました資料としまして、本日の次第、令和元年度埼玉県入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会委員名簿、協議案件資料としまして、道路運送法第79条の2（新規登録申請）に係る協議案件、川越市1件、事前に送付させていただいておりました、所沢市1件につきましては、申請者様より辞退の申出がございましたので、取下げのほうをさせていただきます。

続きまして、道路運送法第79条の6（更新登録申請）に係る協議案件、所沢市2件、狭山市1件、和光市2件、新座市1件、ふじみ野市1件、三芳町1件の計8件。道路運送法第79条の7（変更登録申請）に係る協議案件としまして、入間市1件となります。

また、報告案件資料としまして、登録事項変更に係る報告案件10件、7市町分。実績報告案件、令和元年度上期分61件、11市町分でございます。

以上でございます。

皆様、資料はおそろいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○事務局 続きまして、委員の出欠についてでございますが、本日は所沢市の安田委員、森田委員、狭山市の淵泉委員、朝霞市の土佐委員、志木市の長谷川委員、和光市の梅津委員、新座市の橋本委員からご欠席のご連絡をいただいております。また、事業所による説明をするために事業所の方が出席をしております。

それでは、進行につきましては三室会長をお願いいたします。

○三室会長 それでは、議事に入る前に事務局に確認します。

本日の傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 傍聴者1名いらっしゃいます。

以上です。

○三室会長 当運営協議会は原則公開ということになっております。傍聴を許可するというごことと異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 傍聴許可ということで、傍聴者の入場案内をしてください。

〔傍聴者入場〕

○三室会長 それでは、次第に基づいて順次議事を進行してまいります。

なお、本日の会議内容については、議事録作成のため録音させていただきます。説明される事務局、事業者様、ご質問等をされる委員の皆様におかれましては、発言の際はマイクを受け取り、所属とお名前を言ってからお願いいたします。

初めに、議題（1）、道路運送法第79条の2（新規登録申請）に係る協議案件について、概要説明の後、続けて協議に入ってまいります。

新規登録申請に係る協議案件は、先ほど申し上げたように1件でございます。説明の前に、次の協議案件の事業者様におきましては、答弁席の横でご準備いただきますようお願いいたします。

なお、事業者様におかれましては、ご自身に係る協議が終了しましたら、ご退場いただいても結構です。

それでは、審査資料1、川越市の特定非営利活動法人ぽぷりにつきまして、川越市事務局及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○事務局（川越市） 事務局の川越市障害者福祉課、馬場と申します。よろしくお願いたします。

では、まず概要からご説明させていただきます。1、運送の主体、名称、NPO法人ぽぷり。住所、川越市大字的場1354-5。代表者名、理事長、川合登。事務所の名称及び位置、NPO法人ぽぷり、川越市大字的場1354-5。

2、法令遵守、こちらは宣誓書添付がございます。

3、運送の区域は、川越市です。

4、旅客の範囲。利用会員数は22人、令和元年11月1日現在です。身体障害者が16人、その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者6人です。会員在住市町村名は川越市22人です。

5、旅客から収受する対価。運送の対価は時間制で、初乗りが2,850円(60分以内)、加算が1,425円、以降30分当たりの加算になります。

6、自動車の保有。使用車両台数は3台で、車椅子車3台です。持込車両が3台になります。

7、運転者等の確保。運転者人数は11人、うち第二種免許取得者が1人です。福祉車両について、運転者人数は11人、講習について、福祉有償運送運転講習受講者が11人です。セダン車両については、運転者人数3人、介護福祉士資格保有者が3人です。いずれも免許証、資格証で確認済みです。

8、運行管理体制等。運行管理の責任者の就任は、就任しています。車両が3台で、責任者が1人です。運行管理の体制は整っています。

9、整備管理体制等。整備の管理の責任者は就任しています。整備管理の体制は整っています。

10、事故対応等。事故対応責任者の選任はございます。事故処理連絡体制も整っています。苦情処理体制についても整っています。

11、損害賠償措置。契約保険会社名は、東京海上日動火災保険株式会社です。契約内容は、対人無制限、対物無制限、福祉有償運送に対応していることを確認しております。

○特定非営利活動法人ぽぷり 失礼いたします。特定非営利活動法人ぽぷりです。よろしくお願いいたします。

現在、当事業所の展開状況をお知らせさせていただきます。同事業所内で高齢者、障害者の訪問サービスを行っていますが、ご利用者様も年々増加しており、遠い施設等の送迎依頼もそれに伴い増え続けていました。現在は、同事業所内で行われている介護タクシー（1名）で送迎サービスに対応しておりますが、ご利用者様のご依頼が増え、全てに対応できない状況が続いております。利用者様が重度心身障害者、知的障害者、多動等の方が多く、公共の交通機関での移動が難しい方が多くおられます。

今回、福祉有償運送事業の新規登録の申請をし、できる限りご利用者様のニーズに応えていきたいので、よろしくお願いいたします。

○事務局（川越市） 再度事務局から補足説明させていただきます。

このたびの旅客名簿に関してですが、1人で公共交通機関を利用できない旨、事業者のほうから確認をしております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三室会長 ありがとうございます。

それでは、ご説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問ございましたら、お願いいたします。

○日吉氏（柳委員代理） 埼玉県交通政策課の日吉です。車両について3台、持込車両ということで、17ページから19ページまで車検証がついているのですけれども、所有者がKNC55合同会社と書いてあるのですが、こちらの会社とぽぷりさんの関係というのは、どういったご関係ですか。

○特定非営利活動法人ぽぷり お答えさせていただきます。

KNC55合同会社は、オアシス24川越の運営主体でございまして、私が代表を務めております。ぽぷりは、そのオアシス24川越の事業を展開する中で、有償運送の必要性が出てきたということで、同じ場所に設立したという形です。

○日吉氏（柳委員代理） 分かりました。ちなみ、これは使用契約書を結んでいるけれども、ぽぷりさんが福祉有償運送として使った場合に、事故等があった場合に保険が適用されるかどうかというのは確認されているということによろしいですか。

○特定非営利活動法人ぽぷり はい。確認しています。

○日吉氏（柳委員代理） 分かりました。

あと、もう一点確認したいのですが、旅客の名簿と、あと法人の登記を見ると、法人の設立実態は令和元年9月なののですけれども、旅客の名簿の入会年月日を見ると、それ以前の方がいらっしゃるのですが、それはオアシス24川越の入会年月日ということですか。

○特定非営利活動法人ぽぷり そうでございます。

○日吉氏（柳委員代理） 分かりました。大丈夫です。

○三室会長 ほかにございますか。お願いします。

○石野委員 自交総連埼玉地連の石野と申します。

運行管理体制なのですが、点呼のときに、どのような点呼の体制で、どこで点呼をやられているか、お聞かせ願いますか。

○特定非営利活動法人ぽぷり 車両の駐車場が事業所の目の前、敷地内にありまして、そこで運行管理者が点呼して出庫するという形をとっております。

○石野委員 対面点呼ですか。

○特定非営利活動法人ぽぷり そうです。

○石野委員 分かりました。

あと、アルコールチェックもやっておられますか。

○特定非営利活動法人ぽぷり はい。ございます。

○石野委員 ありがとうございます。

○三室会長 ほかにございますでしょうか。

○笹沼委員 すみません。先ほど介護タクシーのほうを事業所のほうでやっていらっしゃるということで、今回NPO法人をつくって、福祉有償運送のほうにということで、その辺の利用者にとって介

介護タクシーの利用と、それから有償運送の利用の分かりやすいものというか、本来的には、そういうチラシとか、パンフレット等でやっていくのだらうと思うのですけれども、そのあたりはどのような形で説明をなされるのか、その辺がまず1点お聞きしたい。

それから、有償運送で、生活サポートを使うところで、基本的には30分単位で皆つくっているかなと思っていたのですけれども、今回最初のところが1時間という単位だったものですから、多分川越市だと、30分単位でつくっているのではないかと思っているのですけれども、その辺はどのようなことかお聞かせいただければと思います。

○特定非営利活動法人ぽぷり 利用者様への告知といえますか、現在多数の利用者様を抱えているのですけれども、そういった方の中から福祉有償運送でないと利用できないという部分があるという声が出てきて、今回の設立と申請に至ったということなので、内容的には、利用者様は理解されて、新たな利用者様獲得については、そういった印刷物とかで募集をするとか、そういったところまでは、やる予定は、今のところはないです。

介護タクシーも時間制の場合はそうだったのですけれども、やはり一つのサービスに出かけていくというところについては、最低限の報酬というか、対価を頂かないと合わない部分が1時間ということとで設定させていただいたのですけれども、もし川越市が30分単位ということで、決まりというか、そういったものがあるのでしたら、それに従いたいとは思いますが、

○事務局（川越市） 事務局から補足させていただきます。

川越市の実情といたしまして、30分単位で対象の料金を設定していただく事業者さんが多いのは実際そのとおりではあるのですが、業者さんによっては、最初の、事実上、利用者の方が1時間単位で利用するケースが多く、1時間で初乗りの部分を設定される事業者さんもありますので、市としては、事業者さんの設定される部分に寄るところであるので、川越市として、こうしてくださいというふうにはお願いしていないところです。

○三室会長 ほかにございますか。

○門井氏（青木委員代理） 埼玉運輸支局の門井と申します。本日、青木の代理で出席させていただいております。

今のご質問に関連して、ちょっとお願いなのですけれども、介護タクシーと福祉有償運送、これからやられるということで、一番大きい部分、違う部分が運賃料金なのですね。なので、その明示はしっかりと利用者さんにしていただければと思いますので、その利用者さんと事業者さんの間で認識の相違がないようにしていただければと思います。

以上です。

○三室会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 ご質問ないようですので、審査資料1、川越市の特定非営利活動法人ぽぷりにつきまして、協議が調ったということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、協議が調いました。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。  
以上で新規登録申請の協議が全て調いました。

次に、議題(2)、道路運送法第79条の6(更新登録申請)に係る協議案件について、1件ずつ概要説明の後、続けて協議に入ってまいります。

更新登録申請に係る協議案件は8件です。

初めに、所沢市の特定非営利活動法人自立支援ホームとことこの家につきまして、所沢市事務局及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○特定非営利活動法人支援ホームとことこの家 よろしくをお願いいたします。

運送の主体ですが、特定非営利活動法人支援ホームとことこの家です。住所は、所沢市泉町9-1-3。代表者は、代表理事、後藤美智子になっております。

法令遵守のほうは有。

運送の区域は、所沢市、狭山市、入間市、志木市になります。

旅客の範囲は96名。身体障害者が28名、精神障害その他の障害を有する者が68名となっております。

旅客から収受する対価のほうは、生活サポート事業利用時が1,350円(30分以内)、加算が1,350円、以後30分当たりになります。生活サポート以外の場合が、初乗り750円、加算が750円という形です。運送の対価以外の対価が、1キロ当たり20円のガソリン代となっております。

自動車の保有ですが、使用車両台数は16台です。7台が法人の車で、9台が持込みとなっております。

運転者ですが、18名となっております。両方、セダンと同じです。

運行管理体制は、安全運転管理者を1名設置しています。

整備のほうも責任者を就任させています。

事故対応も事故対応責任者、事故処理連絡体制、苦情処理体制等整備しております。

損害賠償措置は、日新火災海上保険株式会社、契約内容は対人無制限、対物無制限となっております。

平成18年から登録していますがけれども、今回で3回目の更新くらい、もつとなるかもしれませんがけれども、基本的には使用持込車が若干増えてありますけれども、車両、ドライバーともにはぼ変更なし、利用者のほうも障害者主体で運行している形となっております。

よろしくをお願いいたします。

○事務局(所沢市) 所沢市障害福祉課、斉藤と申します。事務局から補足説明させていただきます。

このたびの旅客名簿に関しましては、利用者様が1人では交通公共機関を利用できないことを事業者様のほうから確認しております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○三室会長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問ございましたら、お願ひいたします。

○日吉氏（柳委員代理） 埼玉県交通政策課です。

前回の更新登録から今回までの間に大きな事故であったり、苦情というのはありましたか。

○特定非営利活動法人自立支援ホームとことこの家 ありませんので、報告しておりません。

○日吉氏（柳委員代理） 分かりました。

もう一点確認したいのですが、4ページを見ると、持込車両が9台ということで、それなりの数があるのですが、安全運行のための確認というのはどのように行っていますか。

○特定非営利活動法人自立支援ホームとことこの家 基本的には、運行するための書類は事務所等に置いてありますので、事務所に職員の方に来ていただいて、対面点呼をするという形を原則にしております。

○日吉氏（柳委員代理） 対面で確認する内容としては、どういったことを確認していますか。

○特定非営利活動法人自立支援ホームとことこの家 ドライバーの体調だったり、車両の状態だったり、安全に運転できることに関する確認ということになります。

○日吉氏（柳委員代理） 飲酒の有無に関しては、確認はされておりますか。

○特定非営利活動法人自立支援ホームとことこの家 機器とかは使っていないですけども、体調が悪そうな人に関しては確認している形です。

○日吉氏（柳委員代理） 基本的には、飲酒の確認の有無というのは必ず行っていただく形になりますので、アルコールチェッカーを導入していただくのが一番いいのですけれども、それが無理なようでも必ずアルコールのチェックというのはしてください。

○特定非営利活動法人自立支援ホームとことこの家 はい。

○日吉氏（柳委員代理） あとは、15ページ、16ページについている履歴事項全部証明書なのですが、取得年月日が平成30年7月で、1年半以上前なのですが、これは変更はないということでしょうか。

○特定非営利活動法人自立支援ホームとことこの家 それは変更はない形になっております。

○日吉氏（柳委員代理） 県に提出する際に関しては、ちょっとあまりにも古過ぎるので、取り直したものを添付してください。

○特定非営利活動法人自立支援ホームとことこの家 了解いたしました。

○日吉氏（柳委員代理） 以上です。



○三室会長 ほかにご質問ございますか。

○石野委員 自交総連埼玉地連、石野です。

名簿に載られている方以外に、付き添いで私も乗っていく、なんていうケースで、たまにイレギュラーに乗せてしまうというケースはございませんか。

○特定非営利活動法人自立支援ホームとことこの家 それは一切お断りしてございます。

○石野委員 名簿のとおりですね。

○特定非営利活動法人自立支援ホームとことこの家 名簿のとおりです。

○石野委員 ありがとうございます。

○三室会長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、ご質問ないようですので、審査資料1、所沢市の特定非営利活動法人自立支援ホームとことこの家につきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、協議が調いました。

先ほどご指摘のあった、アルコールチェックもどうぞよろしくお願いいたします。どうもお疲れさまでした。

続きまして、審査資料2に係る協議案件に移ります。

所沢市の社会福祉法人皆成会につきまして、所沢市事務局及び事業者様から概要説明をお願いします。

○社会福祉法人皆成会 所沢市にあります、社会福祉法人皆成会と申します。

まず、1の運送の主体ですが、社会福祉法人皆成会。住所は所沢市東狭山ヶ丘6-2833-2。代表者名、理事長、柳内仁。事務所の名称及び位置につきましては、社会福祉法人皆成会、所沢市東狭山ヶ丘6-2833-2。

2、法令遵守、宣誓書添付有。

3、運送の区域は、所沢市、狭山市、入間市、新座市、志木市、和光市。

4、旅客の範囲につきましては、利用会員数188名、身体障害者が50名、その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者が138名。会員在住市町村名（人数）は188名です。

5、旅客から収受する対価。運送の対価として、生活サポート事業利用で初乗り1,350円(30分以内)、加算が1,350円となっております。運送の対価以外の対価は20キロ当たり300円のガソリン代をいただいています。

6、自動車の保有は6台、車椅子車が4台、セダン車が2台となっております。

7、運転者等の確保。運転者数は24名、第二種免許取得者は0名、福祉車両運転者数は24名、

セダン車両も24名です。

8、運行管理体制等。運行管理の責任者の就任はしています。車両数6台、責任者1名です。資格の種類は、安全運転管理者。

9、整備管理体制等は、整備の管理の責任者は就任しています。整備管理の体制も整っています。

10、事故対応等。事故対応責任者の選任はされております。事故処理連絡体制は整備されています。苦情処理体制も整備されています。

11、損害賠償措置。契約保険会社名は、日新火災海上保険株式会社。契約内容は、対人無制限、対物無制限となっております。

初回登録は平成18年3月29日に登録しております。

○事務局(所沢市) 所沢市障害福祉課の荒幡と申します。事務局から補足説明させていただきます。

このたびの旅客名簿に関しては、利用者が1人では交通公共機関を利用できないことを事業者様から確認しております。

それでは、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○三室会長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問ございましたら、お願いいたします。

○日吉氏(柳委員代理) 埼玉県交通政策課です。

前回の更新登録から今回までに大きな事故と苦情はございませんか。

○社会福祉法人皆成会 特にありません。

○日吉氏(柳委員代理) あと、もう一点なのですけれども、旅客の名簿を見ると、かなり人数がいらっしゃるのですけれども、この方々は、恒常的に、日常的に使われている感じなのですか。

○社会福祉法人皆成会 定期的に利用されている方は少ないのですけれども、これまで利用されて、登録されている方になります。

○日吉氏(柳委員代理) 車両6台にしては、ちょっと多いような気がするのですけれども、一応要求というか、需要には対応できる程度の体制なのですか。

○社会福祉法人皆成会 そうですね。前は、多分もう少し台数を登録していたのですけれども、定期的な利用が減ってきたこともあり、今回ちょっと減らしているのですけれども。

○日吉氏(柳委員代理) 分かりました。

あと、すみません。49ページの対価のところなのですけれども、多分生活サポートの時間制と対価以外の対価で20キロ毎300円(ガソリン代)として取るという記載があるのですけれども、これに関しては、実際適用するケースというのはあるのですか。

○社会福祉法人皆成会 これは全てに適用しています。

○日吉氏(柳委員代理) では、20キロを超えるケースが結構あるという感じですか。

○社会福祉法人皆成会 そうですね。市外へ送迎等もあるので。

○日吉氏（柳委員代理） これというのは20キロを超えた時点で300円加算するということによろしいのですか。それとも最初からですか。

○社会福祉法人皆成会 最初から20キロごとに300円です。

○日吉氏（柳委員代理） そうすると、30分以内ですと、通常1,350円にプラス必ず300円がかかる、そういうことですか。

○社会福祉法人皆成会 はい。

○日吉氏（柳委員代理） 一応タクシー料金の2分の1以内には収まっているので、特に利用者さんから何か分かりづらいとか、そういうことはないですか。

○社会福祉法人皆成会 はい。

○日吉氏（柳委員代理） では、基本的に基本料金プラス必ず300円がかかるということは利用者さんも了承の上で使用されているということによろしいですか。

○社会福祉法人皆成会 はい。契約書にも記載してあります。

○日吉氏（柳委員代理） あと、申し訳ない。基本的な質問なのですけれども、生活サポートって1時間当たり基本的に多分利用者負担950円だと思うのですけれども、これは1,350円、30分で多分475円という、これは450円と書いてあるのは、何か所沢市さんのほうで別に何か補助とかをしているということなのですか。

○社会福祉法人皆成会 それはないです。

○日吉氏（柳委員代理） 450円でいいのですか。

○社会福祉法人皆成会 はい。450円です。30分当たり450円です。

○日吉氏（柳委員代理） 分かりました。

事業者さんのほうで25円多く負担しているということですか。

○事務局（所沢市） 所沢市のほうでは、皆成会さんは450円ということで……

○日吉氏（柳委員代理） 生活サポートって1時間当たりの上限が……

○事務局（所沢市） 475円ですけれども、皆成会さんからは450円という、事業者さんによって金額は異なります。

○日吉氏（柳委員代理） 分かりました。

○三室会長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 ご質問ないようですので、審査資料2、所沢市の社会福祉法人皆成会につきまして、協議が調ったということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 ありがとうございます。協議が調いました。お疲れさまでした。

続きまして、審査資料3に係る協議案件に移ります。

狭山市の社会福祉法人茶の花福祉会につきまして、狭山市事務局及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○社会福祉法人茶の花福祉会　こんにちは。今回、福祉有償運送の更新登録申請を行いました、社会福祉法人茶の花福祉会と申します。よろしくお願いいたします

それでは、審査資料ナンバー3をご用意ください。更新登録に係る説明に移らせていただきます。

まず、当法人の概要説明から行わせていただきます。名称は、社会福祉法人茶の花福祉会。住所は、狭山市から入間市に住所を変更いたしまして、住所変更については変更申請を済ませており、今回の協議会で報告しております。代表者は、理事長、高橋満男です。

事務所の名称及び位置は、在宅支援センター大樹が入間市小谷田3-2-21-1、大樹の里、それから大樹館が入間市高倉4-15-5、大樹の家が狭山市狭山4-7-29、大樹の森が狭山市加佐志2-4-4-1、大樹の郷が所沢市牛沼7-7-3-2、大樹作業所が入間市新久2-2-7-1、しもとみ大樹が所沢市下富1-0-2-8-2、入間デイサービス大樹が入間市新久3-4-2-2の9カ所でございます。事業所の開設時期については、平成18年3月からとなります。

今回の更新に当たり、まず会員数の推移につきましては、前回の更新以降、おかげさまで増えている状況にあります。3年間で約50名近くの増員が行われております。

使用している車両については、現在法人所有の24台で業務を行っております。

次に、前回更新時以降の事故発生状況についてですが、現在まで事故及び苦情は一切ございません。

次に、運行管理体制で配慮していることについてですけれども、日頃より安全に運行ができるよう安全運転のマニュアルを作成し、各事業所に運行管理責任者を設け、運転手と連絡を密にし、無理のないような運行スケジュールを組むなど、安全運転に向けた取組を実施しております。

また、使用車両の管理につきましては、整備工場2カ所と提携し、整備不良がないよう安全管理に努めております。

事業所ごとの点呼に関しては、対面で必ず行っておりまして、アルコールのチェックに関しては、まだ機器の導入はないのですけれども、呼気のほうで確認を取るようしております。

以上、私からの更新登録申請に係る概要説明を終わりにいたします。ありがとうございます。

○事務局（狭山市）　事務局から補足説明させていただきます。狭山市障害者福祉課の伊吹と申します。

このたびの更新登録申請につきまして、旅客名簿に関しては、会員が1人では公共交通機関を利用できないことを事業者からの聞き取りなどで確認しております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三室会長　ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問ございましたら、お願いいたします。

○門井氏（青木委員代理） 埼玉運輸支局です。

運行管理体制の中で整備管理の責任者が自動車工場の方になっているのですけれども、これはずっとそうなのですか。

○社会福祉法人茶の花福祉会 ずっとこの2カ所をお願いして、有償運送で使っていない車両に関しても、この事業所で車の点検及び車検等をやってもらっているのです、ここでお願いしております。

○門井氏（青木委員代理） 分かりました。整備は、工場をお願いしてもいいと思うのですけれども、ただ責任者となると、やはり運送する主体の団体さんが責任を負うことになると思うので、この体制だと、ちょっと違うのかなという気がするのですけれども。

○社会福祉法人茶の花福祉会 日常的な点検に関しては、各事業所の運行管理者がまた、運転を行っている者が必ずチェックしております。

○門井氏（青木委員代理） ここで言う整備管理の責任者って、実際車の整備不良によって事故が起こった場合、直接責任を負う方ということになるのですよね。そうすると、もし整備不良で事故が起こった場合に、関係のない整備工場の方が責任を負うことになっております、今。なので、ここを団体さんの方を責任者として就任するほうがよろしいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○社会福祉法人茶の花福祉会 車両の整備に関して、整備不良の責任を取るのには、自動車会社さんではなくてですか。定期的にチェックを出して、そこでチェックをしてもらっているのに事故とかの損害とかであれば事業所の管理者であったりが責任を取るべきだとは思いますが、車両の点検をして整備不良となった場合は、そこに点検を出している事業所さんが責任を持つという考え方はまずいということですか。

○門井氏（青木委員代理） そうですね。運送の主体は、こちらの団体さんになりますので、何かあったときの責任の体制といいますか……。

○社会福祉法人茶の花福祉会 それはごめんなさい。自動車整備士を持っていない職員でも整備管理を……

○門井氏（青木委員代理） 資格の有無は問わないので、何かあったときに対応する方というイメージですかね。なので、事故が起こった場合に整備工場が表に立つのではなく、団体さんとして、まずは対応すべきではないかなというところなので、そういう体制が整っていれば、この就任予定の方は、団体さんの名前になるのかなと思われるのですけれども。

○社会福祉法人茶の花福祉会 多分提出してある書類の1番に運行管理・整備管理の体制というところで、運行管理の責任者としては、その上の者を任命していて、整備のというところで分けただけなのですが、そういう意味ではなくて、運行のほうと整備のほうの管理者を法人のほうの代表者ないし責任者にしたほうがいいのかということですか。

○門井氏（青木委員代理） そうですね。

○社会福祉法人茶の花福祉会 分かりました。

○三室会長 よろしいでしょうか。

○門井氏（青木委員代理） あと、すみません。運賃料金のほうで、運送の対価以外の対価というところで、その他の料金が450円と設定されているのですけれども、125ページです。こちらは1回当たりなのか、時間単位なのかというところはいかがですか。

○社会福祉法人茶の花福祉会 実情運賃をいただいたことはいないのですけれども、万が一、こちらに書かれている、ストレッチャーを使用したりとか、添乗業務、複数的人数で運送した場合は1回当たり、このような金額をいただくという……

○門井氏（青木委員代理） 1回当たりということですね。

○社会福祉法人茶の花福祉会 はい。

○門井氏（青木委員代理） 分かりました。そしたら利用者さんには1回当たり450円ということで、返事はしていただいて……

○社会福祉法人茶の花福祉会 そうですね。契約をするときに、その説明はさせていただきます。

○門井氏（青木委員代理） 分かりました。ありがとうございました。

以上になります。

○三室会長 ほかにございますか。大丈夫ですか。

○石野委員 自交総連埼玉地連です。

運転手さん、ドライバーさんが55人いらっしゃいまして、この中には70歳を超える高齢者の方がもしいらっしゃれば、講習を受けられているかをちょっとお聞きしたいのですが。

○社会福祉法人茶の花福祉会 最新の更新のときに受けていただいております。

○石野委員 ありがとうございます。

○三室会長 ほかございますか。

○三上委員 タクシー協会の三上です。

その他料金のところで、15分当たり添乗料450円と今の125ページの話は個別の話なのですか。

○社会福祉法人茶の花福祉会 申し訳ありません。1ページ目に書かれていることは間違いです。1回当たり450円いただくという形でご説明させてもらっております。

○三上委員 分かりました。

○三室会長 ほかは大丈夫でしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、ご質問ないようですので、審査資料3、狭山市の社会福祉法人茶の花福祉会につきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、協議が調いました。指摘事項のほう、検討をよろしくお願いいたします。お

疲れさまでした。

続きまして、審査資料4に係る協議案件に移ります。

和光市の特定非営利活動法人ののか介護サービスにつきまして、和光市事務局及び事業者様から説明をお願いいたします。

○特定非営利活動法人ののか介護サービス 和光市のののか介護サービスです。よろしくお願ひいたします。

運送の主体といたしましては、特定非営利活動法人ののか介護サービス。和光市白子3-16-1。代表者名、理事長、齋藤匡人です。

事業所の開設時期は、平成18年3月29日です。

会員数は、ここ数年大きな増減はありません。主に生活サポートをお持ちの障害者の方、高齢者の方の通院等のお手伝いをさせていただいており、1日3件ほどの利用者様を送迎しております。

運行の管理者と運転者は兼務しております。前回更新以降、事故、苦情等はございません。毎朝、前日の業務報告、当日の運転者の健康状態、アルコールチェックを対面で確認し、常に安全運転を心がけております。

よろしくお願ひいたします。

○事務局(和光市) 和光市社会援護課の濱口です。事務局より1点補足説明をさせていただきます。

提出された旅客の名簿の記載につきましては、市の関係台帳や事業者さんからの聞き取りで、1人で公共交通機関を利用できない方と確認しております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○三室会長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問ございましたら、お願ひいたします。

○笹沼委員 料金のところでお聞きしたいのですが、運送の対価以外の対価のところ、燃料費が片道の場合は5キロ超から1キロメートルごとに100円加算ということで、燃料費から見ると、正直相当高い金額になるのではないかなと思うのです。ただ、大体ほとんどの人が5キロ以内であれば、そんなに問題はないとは思いますが、そのあたり、教えてください。

○特定非営利活動法人ののか介護サービス 5キロを超える場合はほとんどございません。大体市内の方が多いため、めったに利用することはございません。

○三室会長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 質問ないので、審査資料4、和光市の特定非営利活動法人ののか介護サービスにつきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、協議が調いました。どうもお疲れさまでした。

続きまして、審査資料5に係る協議案件に移ります。

和光市の特定非営利活動法人ポコ・ア・ポコにつきまして、和光市事務局及び事業者様からの概要説明をお願いします。

○特定非営利活動法人ポコ・ア・ポコ こんにちは。特定非営利活動法人ポコ・ア・ポコと申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、運送の主体ですが、名称は特定非営利活動法人ポコ・ア・ポコ。住所は、埼玉県和光市下新倉2丁目1番27号。代表者名は、代表理事、山本恵子。事務所の名称及び位置、特定非営利活動法人ポコ・ア・ポコ、埼玉県和光市下新倉2丁目1番27号です。

事業開始時期ですが、ポコ・ア・ポコは平成13年に発足し、平成14年3月に特定非営利活動法人として認証をされました。障害のある方の余暇活動支援、交流啓発事業、生活サポート事業、放課後等デイサービス事業、グループホーム事業を展開してまいりました。

その中で平成18年3月に自家用有償運送車として事業所登録をいたしました。

事業開始時の利用会員は39名、車両は福祉車両が1台、セダン車両5台の計6台でスタートし、前回の更新時の平成29年には利用会員109名、所有の福祉車両が8台、持込車両が16台の計24台となり、今回の更新では利用者会員112名、所有者車両10台、持込車両が11台の計21台となっております。

事故発生状況につきましては、これまで14年間、現在まで事故、また苦情もありませんでした。利用されている方の安全送迎をさせていただいております。

運行管理体制等の配慮につきましては、運転者には運転前に事業所の担当者による体調等々のチェックのほか、乗務記録及び安全運転管理表によって疲労、飲酒等の体調チェックを行っております。アルコールに関しては、アルコールチェッカーを利用しております。また、安全運転管理者による内部研修を年2回定期的に行い、福祉有償に関わる者としての運転技術やサービス提供上の心得などを再確認しております。

それから、車両に登載されているドライブレコーダーのチェックにより、安全な運行を行えるよう確認をしております。

それから、提出された書類ですが、期限の近い車検証がありました。それについては、車検の書類を整えて新しい車検証と差し替えをしております。

以上でございます。

○事務局(和光市) 和光市社会援護課の濱口です。事務局より1点補足説明をさせていただきます。

提出された旅客の名簿の記載につきましては、市の関係台帳や事業者さんからの聞き取りで、1人で公共交通機関を利用できない方と確認しております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。



○三室会長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問ございましたら、お願いいたします。

○日吉氏（柳委員代理） 埼玉県交通政策課です。

お話を聞く限り、かなり運行管理体制はしっかりやっけていただいておりますように感じるのですが、運行マニュアルの104ページで、点呼、運行管理業務、1の点呼のところなのですが、運行の開始前及び運行の終了後に点呼を行うという記載があるのですが、運行の開始後も点呼をやられているのですか、終了後です。

○特定非営利活動法人ポコ・ア・ポコ やっております。

○日吉氏（柳委員代理） どのようなことを管理しているのですか、開始前と同じですか。

○特定非営利活動法人ポコ・ア・ポコ 開始前と同じようなチェックをしております。

○日吉氏（柳委員代理） 分かりました。ほかの団体さんにも真似してもらいたいぐらいですね。タクシー事業者さんも運行開始前と運行開始後やられているので、非常にいい取り組みだと思います。

以上です。

○三室会長 ほかにご質問ございますか。

○門井氏（青木委員代理） 埼玉運輸支局です。

運行管理マニュアルを見させていただきまして、お話をお伺いする限りですと、運行管理体制をしっかりされているのですが、マニュアルが、ちょっと項目が足りないかなというところで、気になりまして、例えば運行管理業務の規定がなされていないのですが、そこは事業者さんとしては把握されていて、運行管理の業務としてやらなければいけないことというのはやっけていらっしゃるということでよろしいのですかね。

○特定非営利活動法人ポコ・ア・ポコ 運行管理業務についてはやっております。これにはちょっと記載していませんけれども、やっております。

○門井氏（青木委員代理） 事業者さんとしては、これはやらなければいけないということを把握されていて、あとは事故の記録もなかったのですが、事故の記録もしっかりと、事故があった場合は記録を残しておくということも、事業者さんとしては把握されておりますか。

○特定非営利活動法人ポコ・ア・ポコ はい。説明したとおり事故は今までありませんでしたので、ほかの事業で事故があったケースはあります。それについては、ちゃんと記録を残して市のほうにご提出をしております。

○門井氏（青木委員代理） 分かりました。事故の実績にかかわらず、きちんとマニュアルを定めて、そのとおりにやらなければいけないということにはなりますので、そこはしっかりお願いいたします。

以上です。

○三室会長 こちらお願いします。

○植村委員 所沢市のエイジングサポートの植村と申します。

運行管理者は1名でしょうか。2名でしょうか。

○特定非営利活動法人ポコ・ア・ポコ 運行管理者は、安全運転管理者と副安全運転管理者ですね、2名おります。

○植村委員 1枚しか添付していなかったのだけれども、証明書が。それなので、1名かなと思ったのですけれども、2名いらっしゃるのですね。

○特定非営利活動法人ポコ・ア・ポコ はい。2名おります。

○三室会長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 ご質問ないようですので、審査資料5、和光市の特定非営利活動法人ポコ・ア・ポコにつきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、協議が調いました。指摘内容のほうをよろしく願います。お疲れさまでした。

続きまして、審査資料6に係る協議案件に移ります。

新座市のNPO法人すまいるにつきまして、新座市事務局及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○NPO法人すまいる 新座市のNPO法人すまいると申します。よろしく願います。

それでは、更新登録申請の審査資料6を御覧ください。まず、運送の主体につきましては、名称はNPO法人すまいる。住所は、新座市北野1-2-22。代表者名は佐野雅之。事務所の名称及び位置は法人と同様です。

事業所の開設時期は、平成21年4月23日です。

現在の利用会員数につきましては、新座市在住の方が36名、志木市在住の方が30名、朝霞市在住の方が11名、所沢市在住の方が2名、富士見市在住の方が1名、飯能市在住の方が1名、合計81名おります。前回、更新時92名と比較すると少し減少している状況です。

なお、運送料区域外の飯能市在住の方につきましては、発地または着地の一方が運送の区域である志木市であることを補足させていただきます。

利用件数につきましては、1日当たり平均13件程度の利用がある現状です。

使用車両につきましては、法人所有の車両が9台、持込車両が1台、合計10台で運営しており、種類については、車椅子車が5台、兼用車が1台、回転シート車が1台、セダン等が3台です。

これまでに事故及び苦情の発生はありません。

利用者様の安全安心に心がけ、運行管理の責任者が毎日スタッフの対面点呼、健康管理を確実に行うとともに、安全に運行ができるよう運行管理マニュアルを作成しております。

また、運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合につきましては、運行管理責任者の代行者がしっかりと対応している現状です。

○事務局（新座市） 新座市障がい者福祉課の坂口と申します。事務局から補足説明をさせていただきます。

提出された旅客の名簿につきましては、事業者からの聞き取りや個人の台帳を確認し、お一人では公共交通機関を利用することが困難であることを確認しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○三室会長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 ご質問ないようですので、審査資料6、新座市のNPO法人すまいるにつきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、協議が調いました。どうもお疲れさまでした。

続きまして、審査資料7に係る協議案件に移ります。

ふじみ野市の特定非営利活動法人上福岡障害者支援センター21につきまして、ふじみ野市事務局及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○特定非営利活動法人上福岡障害者支援センター21 ふじみ野市の特定非営利活動法人上福岡障害者支援センター21と申します。

それでは、資料に基づいて説明します。まず、運送の主体につきましては、名称は特定非営利活動法人上福岡障害者支援センター21です。住所は、ふじみ野市上福岡4-6-11。代表者名は有山博。事務所の名称は自立生活センター21、事務所の位置はふじみ野市鶴ヶ舞2-6-21でございます。

事務所の開始時期ですけれども、センター21は昭和63年に団体として活動を始めております。その中のヘルパー派遣事業をしておりました二人三脚が平成14年にNPOを取得しまして、認可がありまして、それで平成18年3月に福祉有償運送の法人業者登録をして活動を始め、平成19年、先行してNPOを取っておりました二人三脚とセンター21が統合という形で現在の形になっております。

現在の利用会員数につきましては、ふじみ野市の方が44名、川越市の方15名、朝霞市の方2名、富士見市の方6名及び三芳町の方3名で計70人となっております。

使用車両につきましては、法人所有の車椅子車5台、回転シート車1台、セダン型1台、持込車両の車椅子車1台、セダン型11台の合計19台で運用しております。

これまでに事故及び苦情の発生はございません。小さいところで、軽貨物の介助車は乗り心地が悪いですか、エアコンの利きが悪いというご意見を頂戴することはありますけれども、乗り心地につ

いては安全運転でカバーするようにしているということと、あとエアコンにつきましては、すぐに点検に出しまして、ガスチャージ等しましたけれども、異常なしということで、機能の限界ということで、説明しております。あとは、タイヤホイールがどっかへ行ってしまいました、事業所に戻ってきたくないということで、探したけれども、見つからなかったということで、以降、タイヤホイールの取扱いにも気をつけて運行しております。

また、利用者の安心安全に心がけて、運行管理の責任者が運転者に対してスタッフの対面点呼、健康確認を行い、安全に運行ができるように確認をし、また運行管理マニュアルのほうを作成して実行しております。また、運行管理の責任者がやむを得ず不在となったり、対応できないというときには、運行管理者の代行者がしっかりと確認と対応しております。

また、整備管理責任者は、当法人の理事が行っております。

どうぞご審議をよろしくお願いいたします。

○事務局（ふじみ野市） ふじみ野市障がい者福祉課の岡本と申します。お手元の資料で、車両1台分の保険証券の写しが足りないのですけれども、後日お持ちいただき、保険期間や保証要件等を満たしていることを確認しております。

また、特定非営利活動法人上福岡障害者支援センター21様から提出されました乗客の名簿につきましては、事業者様からの聞き取りで、お一人では公共交通機関を利用することが困難である旨確認しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三室会長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○日吉氏（柳委員代理） 埼玉県交通政策課です。

先ほど運行管理のお話があったのですけれども、持込車両が12台と非常に多いのですけれども、必ず事務所に来てから点呼を行って旅客のところに行くということでよろしいですか。

○特定非営利活動法人上福岡障害者支援センター21 原則ほぼ9割9分その形なのですけれども、中には朝早く出発をしたり、夜遅いこともありますので、そのときはやむを得ず携帯電話で確認をする形になってはいますが、必ず確認をしております。

○日吉氏（柳委員代理） 電話のほうで確認をしているということですね。

○特定非営利活動法人上福岡障害者支援センター21 はい。

○日吉氏（柳委員代理） 分かりました。

○三室会長 ほかにございますか。

○笹沼委員 運賃のところなのですけれども、距離とそれから生活サポートの関係、2つだと思うのですけれども、この距離のほうはこの金額は、ほとんどガソリン代ということなので、こういう書き

方ではなくて、時間制の後ろのところに1キロ当たり30円という形で書いておいてもらったほうがよろしいのではないかなと思います。時間距離併用制の場合は、もうちょっと違う意味なので、その辺今回提出されたときには書いて出していただいたほうがいいかなと思っております。

それから、ちょっと気になることが1つあるのですけれども、保険の中で、ほとんど人身傷害に入っていると思うのですけれども、ちょっとこれは人身傷害が入っていないのかなと思える案件が1つあるのですけれども、その辺はちょっと後で。これは確認ということで、構わないと思うのですけれども、よろしく願いいたします。

○特定非営利活動法人上福岡障害者支援センター21 承知しました。よく確認したいと思います。

○三室会長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 ご質問ないようですので、審査資料7、ふじみ野市の特定非営利活動法人上福岡障害者支援センター21につきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、協議が調いました。どうもお疲れさまです。指摘事項のほう、ご検討をよろしく願いいたします。

続きまして、審査資料8に係る協議案件に移ります。

三芳町の社会福祉法人めぐみ会につきまして、三芳町事務局及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○社会福祉法人めぐみ会 三芳町の社会福祉法人めぐみ会と申します。よろしく願いします。

初めに、概要説明をさせていただきます。運送の主体は社会福祉法人めぐみ会。住所は、埼玉県入間郡三芳町北永井381-3。代表者が田中利夫。事務所は地域サポートセンターらいと、住所は法人と同様になっております。

運送の区域は、三芳町、ふじみ野市、富士見市、志木市です。

旅客の範囲ですが、利用会員数72名です。運送区域外の方もいらっしゃいますが、発着地は主に三芳町となっております。いずれも運送の区域となっております。

対価のほうは記載の通りで初乗り30分1,425円、以後30分当たり1,425円となっております。生活サポートも同様です。

自動車は4台で、全て車椅子車で所有のものとなっております。

平成30年3月に新規登録をしまして、今回初めての更新となっております。最初の更新では、運転者9名登録させていただいておりましたが、実働人数に合わせて4人ということで減っております。そのほか大きな変化はありません。

事故、苦情もありません。

運行管理体制の確認方法ですが、体調や疲れ、アルコールチェックはアルコールチェッカーのほう

を使用させていただいております。あと、帰所後のアルコールのほうはアルコールチェッカーを使用しております。必ず対面でチェックしております。

以上です。

○事務局（三芳町） 事務局の三芳町福祉課の塩野と申します。よろしくお願いいたします。

提示されました旅客名簿につきましては、町の台帳及び事業所のほうに面接によりヒアリングさせていただいて、お一人では公共交通機関に乗れない方の状況を確認しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三室会長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○日吉氏（柳委員代理） 埼玉県交通政策課です。

43ページの対価のところなのですけれども、生活サポートを使った場合、30分以内利用者負担が475円ということなのですけれども、その横に米印で生活サポート以外にも同様と書いてありますが、これは生活サポート以外の場合というのは、自己負担は1,425円ではなくて475円という形でいいですか。

○社会福祉法人めぐみ会 有償運送の方は1,425円で、生活サポートの方が475円。

○日吉氏（柳委員代理） ちょっとこれだと非常に……。要は、これは生活サポートを使った場合というのは、利用者さんが475円負担していただいて、残りの分に関しては補助金ということですね。

○社会福祉法人めぐみ会 そうです。

○日吉氏（柳委員代理） 生活サポートを利用しない場合のお客様というのは、どういった料金、金額になりますか。

○社会福祉法人めぐみ会 利用されない方は30分1,425円です。

○日吉氏（柳委員代理） 1,425円取っているということですね。

○社会福祉法人めぐみ会 はい。

○日吉氏（柳委員代理） そうすると、書類上は、これはちょっと分かりづらい、分けてもらわないと、多分どっち、どういう取り方をしているかというのは、ちょっと分からないです。ちなみにその場合は、生活サポートを使わない場合も運送の対価以外の対価も同じ設定ということでもいいですか。

○社会福祉法人めぐみ会 そうです。

○日吉氏（柳委員代理） そうすると、生活サポートを使わない場合って、お客さんから1,425円取るのですよね。

○社会福祉法人めぐみ会 そうです。

○日吉氏（柳委員代理） 分かりました。

○三室会長 ほかにご質問ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 ご質問ないようですので、審査資料8、三芳町の社会福祉法人めぐみ会につきまして、協議が調ったということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、協議が調いました。どうもお疲れさまです。

以上で更新登録申請の協議が全て調いました。

次に、(3)、道路運送法第79条の7（変更登録申請）に係る協議案件について、概要説明の後、協議を行います。変更登録申請に係る協議案件は1件です。

それでは、審査資料1、入間市の一般社団法人泰につきまして、入間市事務局及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○一般社団法人泰 一般社団法人泰といたします。

名称、一般社団法人泰。住所、埼玉県比企郡嵐山町川島1875-10。代表者、加藤泰明です。登録番号、埼玉県福第49号。

変更申請ですが、入間市に在住の会員が増えたため、入間市を地域として加え、変更登録を申請します。

よろしくをお願いいたします。

○事務局（入間市） 入間市障害者支援課の平岡と申します。事務局から補足説明させていただきます。

このたびの旅客名簿に関しましては、利用者が1人では公共交通機関を利用できないことを事業者から聞き取りをして確認しております。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○三室会長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問ございましたら、お願いします。

○日吉氏（柳委員代理） 埼玉県交通政策課です。

追加になる入間市の旅客の方に関しては、どこからどこに運ぶような形ですか。

○一般社団法人泰 入間市から支援などでいろいろな地域に行くことが多いです。

○日吉氏（柳委員代理） 既存の運送の区域では対応できないということで、発着時が今登録されている、毛呂山町、越生町にも入らないで、入間市内、もしくはほかのところに行くということですか。

○一般社団法人泰 そうです。

○日吉氏（柳委員代理） ちょっと懸念しているのが、泰さん、運転者は加藤さん1人だけですよね。

○一般社団法人泰 はい。

○日吉氏（柳委員代理） 運送の区域をまた増やすということで、運転者を増やす予定とかはないで

すか。

○一般社団法人泰 現在考えております。

○日吉氏（柳委員代理） 運行管理責任者に加藤さん本人がなられているのですけれども、点呼ってどのようにやっていますか。

○一般社団法人泰 駐車場が、自分の父の家の駐車場を借りているため、そこで父と対面でやっております。

○日吉氏（柳委員代理） そうしますと、ちょっと書類上の話になってしまうのですけれども、基本、今、加藤さん、運転手は1人なので、必ず対面で点呼を行う場合はお父様がやられるということですよ。

○一般社団法人泰 基本的には、そうなのですけれども、父がいない場合は事務の方を呼んで行うようにしています。

○日吉氏（柳委員代理） その場合、事務の方も運行責任者の代行者のところに入れないといけないというのと、あとは運行管理責任者と運行管理責任者の代行者、18ページなのですけれども、そうすると、逆のほうがいいのではないかと。運行管理責任者の業務って基本的に運行のための指示とか、点呼を行うことってあるのですけれども、実際問題、加藤さんが運転するので、お父様が点呼をやっていますよね。指示も基本的に自分で自分を指示するというのはないですよ。書類上の話になってしまうのですけれども、もし今後運転者をすぐに増やして、別の加藤さん以外にも運転者が増えるというのであれば、これでもいいのですけれども、今現在これだと、ちょっと書類上というか、おかしいですよ。

○一般社団法人泰 分かりました。

○三室会長 ほかにございますか。お願いします。

○門井氏（青木委員代理） 埼玉運輸支局です。

運賃料金のほうで、25ページなのですけれども、運送の対価以外の対価で、迎車回送料金が300円とうたっているのですけれども、これは1回の料金でよろしかったですか。

○一般社団法人泰 そうです。

○門井氏（青木委員代理） ありがとうございます。1回300円ということは、利用者さんのほうにはお知らせいただいていますか。

○一般社団法人泰 そうです。

○門井氏（青木委員代理） 了解です。

以上です。

○三室会長 ほかにございますか。ご質問よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 ご質問ないので、審査資料1、入間市の一般社団法人泰につきまして、協議が



調ったということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、協議が調いました。ただいまの指摘事項のほう、検討をお願いいたします。

以上で変更登録申請の協議が全て整いました。

それでは、議題4、登録事項変更に係る報告案件につきましては、住所の変更、運送区域の減、車両の増減等に係る報告、合計10件、議題5、実績報告案件につきましては、令和元年度上期の輸送実績の報告61件でございます。いずれも必要な添付資料で確認可能な案件でございます。内容につきましては、資料のとおりでございます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、議題6、その他についてですが、何かご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三室会長 それでは、おかげさまをもちまして、今年度の議案審議のほうは全て終了となります。いろいろとご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

進行を事務局のほうにお返しいたします。

○事務局 それでは、事務局のほうからご連絡をさせていただきます。

本日の協議案件資料につきましては、回収をさせていただきますので、委員の皆様は資料を机の上に置いてお帰りくださいますようお願いいたします。

また、本日欠席された委員の方の審議案件資料につきましては、各市町の事務局において回収していただくとともに3部ずつお持ち帰りいただくようお願いをいたします。

それでは、閉会を笹沼副会長をお願いいたします。

○笹沼副会長 今日は、たくさんの更新申請、皆様ご苦労さまでした。

福祉有償運送のほうも大分増減はしているのですが、順調に進んでいるかなと思います。また、ちょっとこれは報告というか、先週なのでありますが、国のほうで有償運送に関する新しい法案の提出がありました。これは何かというところなのでありますが、今まで自家用有償ということでやっていたのですが、これからタクシー等も含めて、非常に地域の交通がすごく大変な時代になるということで、自家用有償を広げていくという形で、タクシーのほうが自家用有償をやれるような、その協力型という形なのでありますが、市町村と協力しながらタクシーの持っている運行のマニュアル、いろいろなノウハウをいっぱい持っていますので、それを協力しながら、これからやっていこうというようなものが法案として出てきました。

具体的には、どういう形になってくるかは、まだ分からないのですが、そういう方向で、今のほうも動いております。私たちも有償運送が、多くの人の手となり、足となって、みんながもっ

と自由に生活できるような地域になればいいなというふうに考えております。

今日は、たくさんの議題、ご苦労さまでした。これで令和元年度第3回埼玉県入間東地区福祉有償  
運送市町共同運営協議会を終了させていただきます。ご苦労さまでした。